

<修正案>

# 北海道地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

## 新旧対照表

令和6年(2024年)1月

# 北海道防災会議

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由																																																																																																																						
1	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定及び<b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</b>に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第5章で日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を記載のため追加（北海道）</p>																																																																																																																						
19	<p>表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（総合） 振興局名</th> <th>最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>上 川</td> <td>5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」</td> </tr> </tbody> </table>	（総合） 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]	（略）	（略）	上 川	5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」	<p>表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（総合） 振興局名</th> <th>最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>上 川</td> <td><b>5強 中川：上川地方北部(2022)</b> 5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」</td> </tr> </tbody> </table>	（総合） 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]	（略）	（略）	上 川	<b>5強 中川：上川地方北部(2022)</b> 5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」	<p>上川総合振興局管内で過去最大震度を観測した、2022年8月の上川地方北部の地震を追加（札幌管区気象台）</p>																																																																																																										
（総合） 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]																																																																																																																								
（略）	（略）																																																																																																																								
上 川	5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」																																																																																																																								
（総合） 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]																																																																																																																								
（略）	（略）																																																																																																																								
上 川	<b>5強 中川：上川地方北部(2022)</b> 5弱 中富良野：「平成15年(2003)十勝沖地震」																																																																																																																								
28	<p>表1-6-2 主要活断層及び海溝型地震の長期評価 【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0～<b>0.002%</b></td> <td>1000年～2000年程度</td> <td>1739年～1885年</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：<b>令和4年(2022年)</b> 1月1日</p>	主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ <b>0.002%</b>	1000年～2000年程度	1739年～1885年	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>表1-6-2 主要活断層及び海溝型地震の長期評価 【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0～<b>0.003%</b></td> <td>1000年～2000年程度</td> <td>1739年～1885年</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：<b>令和5年(2023年)</b> 1月1日</p>	主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ <b>0.003%</b>	1000年～2000年程度	1739年～1885年	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>長期評価の時点更新（札幌管区気象台）</p>																																																								
主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)			地震発生率					平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																															
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ <b>0.002%</b>	1000年～2000年程度	1739年～1885年																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																			
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ <b>0.003%</b>	1000年～2000年程度	1739年～1885年																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
29	<p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千島海溝沿い</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>十勝沖</td> <td>8.0～8.6程度</td> <td><b>0.3%</b></td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td><b>18.3年前</b></td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8～8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td><b>48.5年前</b></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550～600年程度</td> <td><b>10.8年前</b></td> </tr> <tr> <td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td> <td>7.9程度</td> <td><b>0.007%～4%</b></td> <td>10%～30%</td> <td>70%程度</td> <td>97.0年前</td> <td><b>53.6年前</b></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	十勝沖	8.0～8.6程度	<b>0.3%</b>	10%程度	40%程度	80.3年	<b>18.3年前</b>	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	<b>48.5年前</b>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	<b>10.8年前</b>	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	<b>0.007%～4%</b>	10%～30%	70%程度	97.0年前	<b>53.6年前</b>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千島海溝沿い</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>十勝沖</td> <td>8.0～8.6程度</td> <td><b>0.4%</b></td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td><b>19.3年前</b></td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8～8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td><b>49.5年前</b></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550～600年程度</td> <td><b>11.8年前</b></td> </tr> <tr> <td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td> <td>7.9程度</td> <td><b>0.01%～5%</b></td> <td>10%～30%</td> <td>70%～80%</td> <td>97.0年前</td> <td><b>54.6年前</b></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	十勝沖	8.0～8.6程度	<b>0.4%</b>	10%程度	40%程度	80.3年	<b>19.3年前</b>	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	<b>49.5年前</b>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	<b>11.8年前</b>	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	<b>0.01%～5%</b>	10%～30%	70%～80%	97.0年前	<b>54.6年前</b>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>長期評価の時点更新（札幌管区気象台）</p>
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)			地震発生率					平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																															
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																					
千島海溝沿い	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
十勝沖	8.0～8.6程度	<b>0.3%</b>	10%程度	40%程度	80.3年	<b>18.3年前</b>																																																																																																																			
根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	<b>48.5年前</b>																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	<b>10.8年前</b>																																																																																																																			
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	<b>0.007%～4%</b>	10%～30%	70%程度	97.0年前	<b>53.6年前</b>																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																			
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																					
千島海溝沿い	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
十勝沖	8.0～8.6程度	<b>0.4%</b>	10%程度	40%程度	80.3年	<b>19.3年前</b>																																																																																																																			
根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	<b>49.5年前</b>																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			
日本海溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	<b>11.8年前</b>																																																																																																																			
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	<b>0.01%～5%</b>	10%～30%	70%～80%	97.0年前	<b>54.6年前</b>																																																																																																																			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																			

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																																																																								
29	<p><b>【海溝型地震】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北海道太平洋沿岸 沖の地震</td> <td>7.5前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1400～ 3900年程度</td> <td>81.4年前</td> </tr> <tr> <td>7.8前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～ 1400年程度</td> <td>28.5年前</td> </tr> <tr> <td>7.7前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～ 1400年程度</td> <td>38.6年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：<a href="#">令和4年(2022年)</a>1月1日</p>	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	日 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	北海道太平洋沿岸 沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	81.4年前	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	28.5年前	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	38.6年前	<p><b>【海溝型地震】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北海道太平洋沿岸 沖の地震</td> <td>7.5前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1400～ 3900年程度</td> <td>82.4年前</td> </tr> <tr> <td>7.8前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～ 1400年程度</td> <td>29.5年前</td> </tr> <tr> <td>7.7前後</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>500～ 1400年程度</td> <td>39.6年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：<a href="#">令和5年(2023年)</a>1月1日</p>	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	日 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	北海道太平洋沿岸 沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	82.4年前	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	29.5年前	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	39.6年前	<p>長期評価の時点更新（札幌管区気象台）</p>
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)			地震発生率					平均活動間隔	最新活動時期																																																																	
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																							
日 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
北海道太平洋沿岸 沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	81.4年前																																																																					
	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	28.5年前																																																																					
	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	38.6年前																																																																					
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																					
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																							
日 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
北海道太平洋沿岸 沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	82.4年前																																																																					
	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	29.5年前																																																																					
	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	39.6年前																																																																					
30	<p>2 北海道太平洋沿岸の地震</p> <p>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成（参考図7-1-1～7-1-13）しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。</p> <p>この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、<a href="#">今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</a></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 北海道太平洋沿岸の地震</p> <p>北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成（参考図7-1-1～7-1-13）しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。</p> <p>この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、<a href="#">令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。</a></p> <p>3 北海道日本海沿岸の地震津波</p> <p><a href="#">北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。</a></p> <p><a href="#">この津波浸水想定の詳細は、参考図9-1-1～9-1-8に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</a></p> <p>4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波</p> <p><a href="#">北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。</a></p> <p><a href="#">この津波市に水想定の詳細は、参考図12-1-1～12-1-5に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</a></p>	<p>太平洋沿岸の被害想定公表及び減災計画の策定にともなう修正（北海道）</p> <p>日本海沿岸及びオホーツク海沿岸の津波浸水想定を追記（北海道）</p>																																																																								

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
36	<p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 船舶関係者</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等</u>によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 船舶関係者</p> <p>(略)</p> <p><u>3 漁業地域関係者</u></p> <p><u>(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。</u></p> <p><u>(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入力し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u></p> <p><u>(3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p> <p>59頁の「(3) 漁業地域において、周知を図る事項」と整合を図るため追加（北海道）</p>
39	<p>第11 津波に強いまちづくり</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を<u>設定するもの</u>とする。</p>	<p>第11 津波に強いまちづくり</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、<u>必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。</u></p>	<p>文言修正（北海道）</p>
42	<p>第2 北海道防災会議の行う訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 防災総合訓練</p> <p><u>災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。</u></p>	<p>第2 北海道防災会議の行う訓練</p> <p>(略)</p> <p>1 防災総合訓練</p> <p><u>地震・津波災害を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。</u></p>	<p>文言修正（北海道）</p>
44～ 45	<p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
45	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(6) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道、北海道社会福祉協議会）</p>

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
50～52	<p>第3 避難所の確保等 (略) 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (略) <u>(新設)</u> (略) 第4 市町村における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、<b>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと</b>等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>第3 避難所の確保等 (略) 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (略) <u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略) 第4 市町村における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p> <p>内閣府「避難情報に関するガイドライン」において、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さないため削除（札幌管区気象台）</p>
52	<p>3 市町村等の避難計画 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ① 給水、給食措置 ② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ <b>暖房</b>及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護</p>	<p>3 市町村等の避難計画 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ① 給水、給食措置 ② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ <b>冷暖房</b>及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護</p>	<p>「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和5年7月12日付け府政防第2842号、消防第131号）通知による、避難所の冷暖房の充実強化を踏まえた修正（北海道）</p>
54	<p>1 道の対策 (略) (1) 地域における安全体制の確保 災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。 このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例を<b>紹介するなど作成支援</b>に努めていく。</p>	<p>1 道の対策 (略) (1) 地域における安全体制の確保 災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。 このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例や<b>留意点等の提示、研修会の実施等の取り組みを通じた支援</b>に努めていく。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>



北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
54	<p>2 市町村の対策</p> <p>市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p>	<p>2 市町村の対策</p> <p>市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<b>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</b>等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
55	<p>(5) 個別避難計画の策定</p> <p>市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<b>避難支援等関係者と連携しながら策定に取り組む。</b></p> <p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p>	<p>(5) 個別避難計画の策定</p> <p>市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<b>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</b></p> <p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供</p> <p>市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><b>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</b></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
57	<p>第2 津波災害に対する予防対策</p> <p>津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。</p>	<p>第2 津波災害に対する予防対策</p> <p>津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定<b>や見直し</b>を行うものとする。</p>	<p>文言修正（北海道）</p>
59	<p>(1) 一般住民に対し、周知を図る事項</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p>	<p>(1) 一般住民に対し、周知を図る事項</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、<b>火山噴火等</b>によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

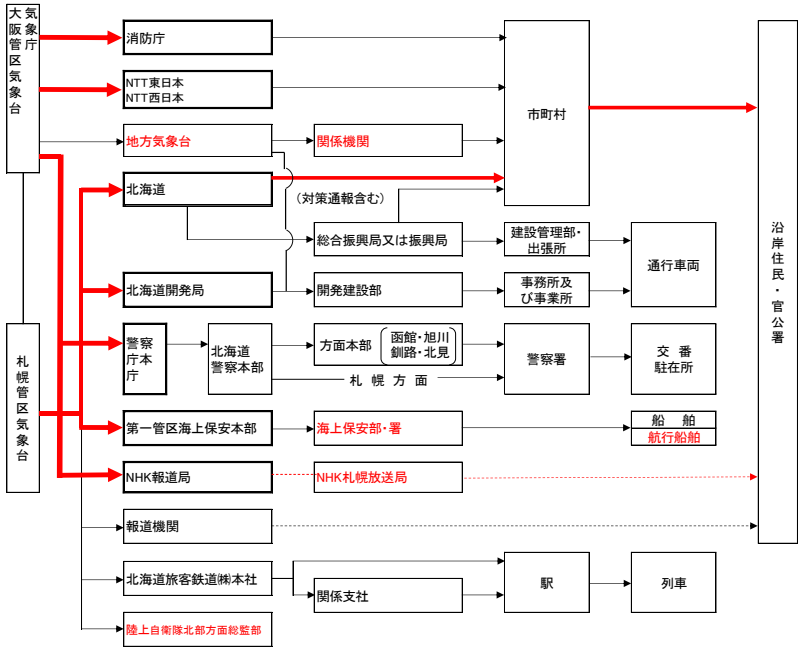
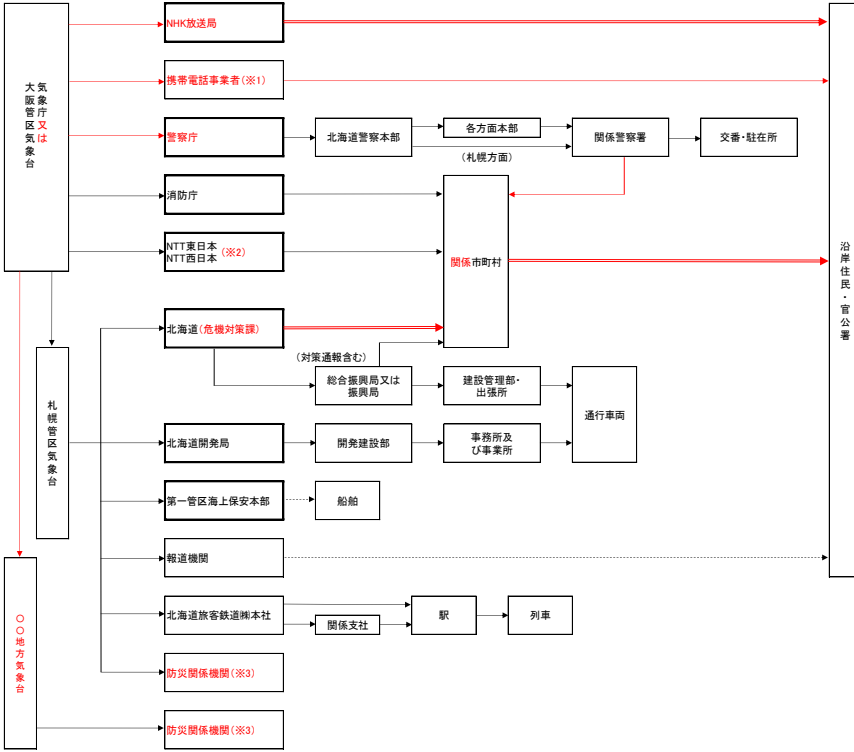
頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																																																				
66	<p>第1 現 況 1 (略)</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度公表土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,430</td> <td>6,147</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,668</td> <td>1,773</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>502</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>11,600</td> <td>7,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R4.4.1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,440</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	平成14年度公表土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	6,466	6,430	6,147	土石流	4,995	4,668	1,773	地滑り	437	502	0	指定箇所数 計	11,898	11,600	7,920	区 分	箇所数	山地災害危険地区	15,440	<p>第1 現 況 1 (略)</p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1 現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th rowspan="2">平成14年度公表土砂災害危険箇所</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,511</td> <td>6,227</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,733</td> <td>1,801</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>506</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>11,898</td> <td>11,750</td> <td>8,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。  <u>(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)</u>  <a href="https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/">https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/</a> (HP版)  <a href="https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/">https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/</a> (スマホ版)</p> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,474</td> </tr> </tbody> </table> <p>※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。  <u>(北海道(民有林)の山地災害危険地区)</u>  <a href="https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/">https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/</a>  <u>(北海道(国有林)の山地災害危険地区)</u>  <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html">https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html</a></p>	自然現象の種類	平成14年度公表土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227	土石流	4,995	4,733	1,801	地滑り	437	506	0	指定箇所数 計	11,898	11,750	8,028	区 分	箇所数	山地災害危険地区	15,474	<p>令和5年4月1日現在の土砂災害計画区域数及び山地災害危険地区数に修正し、情報掲載先を追加（北海道）</p>
自然現象の種類	平成14年度公表土砂災害危険箇所			土砂災害警戒区域																																																			
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																				
急傾斜地の崩壊	6,466	6,430	6,147																																																				
土石流	4,995	4,668	1,773																																																				
地滑り	437	502	0																																																				
指定箇所数 計	11,898	11,600	7,920																																																				
区 分	箇所数																																																						
山地災害危険地区	15,440																																																						
自然現象の種類	平成14年度公表土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域																																																					
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																				
急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227																																																				
土石流	4,995	4,733	1,801																																																				
地滑り	437	506	0																																																				
指定箇所数 計	11,898	11,750	8,028																																																				
区 分	箇所数																																																						
山地災害危険地区	15,474																																																						
68	<p>(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</p>	<p>(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布<u>（土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</p>	<p>現状にあわせた文言の追加（札幌管区気象台）</p>																																																				
68	<p>1 地すべり等予防計画 (略) (2) 北海道 ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。</p>	<p>1 地すべり等予防計画 (略) (2) 北海道 ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。 <u>また、市町村に対し地すべり危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</u></p>	<p>土砂災害防止法により、警戒区域の調査結果を市町村へ通知していることから追加（北海道）</p>																																																				
78	<p>② 所掌等 地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部<u>地域政策課</u>において処理する。</p>	<p>② 所掌等 地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部<u>危機対策室</u>において処理する。</p>	<p>道の組織機構改正に伴う修正（北海道）</p>																																																				

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																																	
92	<p>第1 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>第1 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>気象庁の情報内容の変更に伴い修正（札幌管区気象台）</p>																																	
94	<p>(1) 地震に関する情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記述して発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	<p>(1) 地震に関する情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※  日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※  日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	<p>従来「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」が「震源・震度情報」に統合されたこと及び気象庁の情報内容の変更に伴い修正（札幌管区気象台）</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																																		
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																		
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表																																		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響についても記述して発表																																		
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。																																		
地震情報の種類	発表基準	内容																																		
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																																		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※  日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表																																		
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）																																		



北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																		
95	<p>(2) 地震活動に関する解説資料等 (略)</p> <table border="1" data-bbox="208 240 1084 392"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・ 定期（毎週金曜）</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。	<p>(2) 地震活動に関する解説資料等 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 240 1991 392"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・ 定期（毎週金曜）</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。	<p>修正理由</p> <p>気象庁の情報内容の変更に伴い修正（札幌管区気象台）</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。																			
解説資料等の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。																			
99	<p>第4 津波警報等の伝達 (略)</p>  <p>※注) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先  <span style="color: red;">→</span> (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達  <span style="color: red;">→</span> は放送  <span style="color: red;">→</span> は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。</li> <li>・ 対策通報は北海道防災情報システムにより通知</li> </ul>	<p>第4 津波警報等の伝達 (略)</p>  <p>※注) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先  <span style="color: red;">→</span> (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路  <span style="color: red;">→</span> は、放送・無線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (※1)緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</li> <li>・ (※2)NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達</li> <li>・ (※3)北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)等</li> </ul>	<p>関係機関への伝達系統の修正(札幌管区気象台、北海道)</p>																		

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由																																																																										
106	<p>第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 1～2 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)</p>	<p>第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 1～2 (略) 3 <u>道は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>																																																																										
108	<p>○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先 【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49136</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話 *048-500-90-43423</td> <td>*048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX *048-500-90-49033</td> <td>*048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話 03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話 90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話 *048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX *048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49136	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-43423	*048-500-90-49102	FAX *048-500-90-49033	*048-500-90-49036	中央防災無線(注3)	5017	5010	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話 03-5253-7510	FAX 03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話 90-49175	FAX 90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49175	FAX *048-500-90-49036	中央防災無線	5010	<p>○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先 【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49136</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話 *048-500-90-49013</td> <td>*048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX *048-500-90-49033</td> <td>*048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話 03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話 90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話 *048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX *048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49136	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49013	*048-500-90-49102	FAX *048-500-90-49033	*048-500-90-49036	中央防災無線(注3)	5017	5017	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話 03-5253-7510	FAX 03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話 90-49175	FAX 90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49175	FAX *048-500-90-49036	中央防災無線	5017	<p>消防庁の電話番号等の修正（北海道）</p>
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																											
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																											
NTT 回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																																																											
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																																																											
消防防災無線(注1)	電話 90-49013	90-49102																																																																											
	FAX 90-49033	90-49136																																																																											
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-43423	*048-500-90-49102																																																																											
	FAX *048-500-90-49033	*048-500-90-49036																																																																											
中央防災無線(注3)	5017	5010																																																																											
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																												
NTT 回線	電話 03-5253-7510																																																																												
	FAX 03-5253-7553																																																																												
消防防災無線(注1)	電話 90-49175																																																																												
	FAX 90-49036																																																																												
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49175																																																																												
	FAX *048-500-90-49036																																																																												
中央防災無線	5010																																																																												
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																											
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																											
NTT 回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																																																											
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																																																											
消防防災無線(注1)	電話 90-49013	90-49102																																																																											
	FAX 90-49033	90-49136																																																																											
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49013	*048-500-90-49102																																																																											
	FAX *048-500-90-49033	*048-500-90-49036																																																																											
中央防災無線(注3)	5017	5017																																																																											
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																												
NTT 回線	電話 03-5253-7510																																																																												
	FAX 03-5253-7553																																																																												
消防防災無線(注1)	電話 90-49175																																																																												
	FAX 90-49036																																																																												
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話 *048-500-90-49175																																																																												
	FAX *048-500-90-49036																																																																												
中央防災無線	5017																																																																												

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
115～ 116	<p>第10 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<b>被災者</b>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<b>被災者</b>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>第10 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<b>避難者</b>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<b>避難者</b>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<b>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</b></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
116	<p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<b>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の確保・育成</b>に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
120	<p>第1 実施責任 (略)</p> <p>2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。</p>	<p>第1 実施責任 (略)</p> <p>2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。</p> <p><b>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</b></p>	<p>海上保安庁防災業務計画との整合のため修正（第一管区海上保安本部）</p>
124	<p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p>	<p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p> <p><b>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。</b></p>	<p>北海道道路啓開計画（第2版）が策定されたため、この計画に準拠し実施することを追加（北海道）</p>

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由
125～ 126	<p>第3 海上交通安全の確保 (略) 1～3 (略) <u>(新設)</u></p> <p>4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p>	<p>第3 海上交通安全の確保 (略) 1～3 (略)</p> <p>4 <u>船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u></p> <p>5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p>	<p>海上保安庁防災業務計画との整合のため修正 (第一管区海上保安本部)</p>
126～ 127	<p>2 緊急通行車両の確認手続 (略) (5) <u>事前届出制度</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度</u>の周知を行うとともに、自らも<u>事前届出</u>を積極的に<u>する</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>2 緊急通行車両の確認手続 (略) (5) <u>発災前確認手続</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>確認手続を発災前に行うことができる旨</u>周知を行うとともに、自らも<u>発災前の手続</u>を積極的に<u>行う</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正（北海道、北海道警察本部）</p>
141	<p>第2 医療救護活動の実施 1 北海道 (1)～(4) (略) (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンが道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>	<p>第2 医療救護活動の実施 1 北海道 (1)～(4) (略) (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>
156	<p>第2 石綿飛散防災対策 (略) 1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。</p>	<p>第2 石綿飛散防災対策 (略) 1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。</p>	<p>国（環境省）のマニュアル改訂に伴う修正（北海道）</p>

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																																																																																																											
167	表 3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧 1 陸上自衛隊	表 3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧 1 陸上自衛隊	自衛隊派遣要請先一覧の更新 （陸上自衛隊北部方面總監部）																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121 内線 2237 (当直 2303)</td> <td>オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局</td> <td>第5旅団地区全域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>網走郡美幌町字田中国有地</td> <td>0152-73-2114 内線 235 (当直 302)</td> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)						第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 2237 (当直 2303)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科	網走郡美幌町字田中国有地	0152-73-2114 内線 235 (当直 302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町	(略)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td>第2特科連隊長</td> <td>連隊第3科</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111 内線 2430 (当直 2459)</td> <td>上川、空知の各総合振興局</td> <td>旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121 内線 2950 (当直 2300)</td> <td>オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局</td> <td>第5旅団地区全域</td> </tr> <tr> <td>第4普通科連隊長</td> <td>連隊第3科</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121 内線 3030 (当直 3001)</td> <td>十勝総合振興局</td> <td>帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村</td> </tr> <tr> <td>第5特科隊長</td> <td>隊第3科</td> <td>帯広市南町南7線31番</td> <td>0155-48-5121 内線 3230 (当直 3201)</td> <td>十勝総合振興局</td> <td>陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町</td> </tr> <tr> <td>第6即応機動連隊長(美幌駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>網走郡美幌町字田中国有地</td> <td>0152-73-2114 内線 235 (当直 302)</td> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域	第2特科連隊長	連隊第3科	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2430 (当直 2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町	(略)						第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 2950 (当直 2300)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域	第4普通科連隊長	連隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 3030 (当直 3001)	十勝総合振興局	帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村	第5特科隊長	隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 3230 (当直 3201)	十勝総合振興局	陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町	第6即応機動連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科	網走郡美幌町字田中国有地	0152-73-2114 内線 235 (当直 302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町	(略)					
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																																																									
第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																																									
(略)																																																																																																														
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 2237 (当直 2303)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域																																																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																																									
第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科	網走郡美幌町字田中国有地	0152-73-2114 内線 235 (当直 302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町																																																																																																									
(略)																																																																																																														
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																																																									
第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2791 (当直 2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																																																																																									
第2特科連隊長	連隊第3科	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線 2430 (当直 2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町																																																																																																									
(略)																																																																																																														
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 2950 (当直 2300)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域																																																																																																									
第4普通科連隊長	連隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 3030 (当直 3001)	十勝総合振興局	帯広市、芽室町、広尾町、大樹町、浦幌町、豊頃町、幕別町、更別町、中札内村																																																																																																									
第5特科隊長	隊第3科	帯広市南町南7線31番	0155-48-5121 内線 3230 (当直 3201)	十勝総合振興局	陸別町、足寄町、音更町、池田町、本別町																																																																																																									
第6即応機動連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科	網走郡美幌町字田中国有地	0152-73-2114 内線 235 (当直 302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町																																																																																																									
(略)																																																																																																														



北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年1月)						修 正 (令和6年1月)						修正理由	
168~ 169	1 陸上自衛隊 (つづき)						1 陸上自衛隊 (つづき)						自衛隊派遣要請 先一覧の更新(陸 上自衛隊北部方 面総監部)	
	指定部隊等の 長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	指定部隊等の 長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域		
	第 7 師 団 地 区	第7師団 長	第3部防 衛班	千歳市祝 梅 1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	石狩、胆振、空 知、日高の各 総合振興局又 は振興局	第7師団地区全域	第7師団 長	第3部防 衛班	千歳市祝 梅 1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	石狩、胆振、空 知、日高の各 総合振興局又 は振興局		第7師団地区全域
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第71戦 車連隊長	連隊第3 科	千歳市北 信濃 724	0123-23-2106 内線 5530 (当直 5502)	胆振総合振興 局		登別市、室蘭市、伊 達市、洞爺湖町、豊 浦町、壮瞥町
		第72戦 車連隊長 (北恵庭 駐屯地司 令)	連隊第3 科	恵庭市柏 木町 531	0123-32-2101 内線 235 (当直 300)	石狩振興局、 空知総合振興 局	恵庭市、北広島市、 南幌町、長沼町、栗 山町、由仁町、夕張 市	第72戦 車連隊長 (北恵庭 駐屯地司 令)	連隊第3 科	恵庭市柏 木町 531	0123-32-2101 内線 235 (当直 300)	石狩振興局、 空知総合振興 局		恵庭市、北広島市、 南幌町、長沼町、栗 山町、由仁町、夕張 市
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第73戦 車連隊長	連隊第3 科	恵庭市恵 南 63	0123-32-3101 内線 535 (当直 590)	胆振総合振興 局		苫小牧市、白老町
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第11普 通科連隊 長	連隊第3 科	千歳市祝 梅 1016	0123-32-5131 内線 2335 (当直 4400)	石狩振興局		千歳市
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第7特科 連隊長	連隊第3 科	千歳市祝 梅 1016	0123-32-3101 内線 2435 (当直 4410)	胆振総合振興 局、日高振興 局		安平町、厚真町、む かわ町、日高町、平 取町
	(略)						(略)							
	(略)						(略)							
	第 11 旅 団 地 区	第10 即応機 動連隊 長(滝川 駐屯地 司令)	連隊第3 科	滝川市泉 町 236	0125-22-2141 内線 230 (当直 302)	空知総合振興 局、石狩振興 局	芦別市、赤平市、歌 志内市、砂川市、滝 川市、新十津川町、 浦臼町、奈井江町、 上砂川町、石狩市、 当別町	第10 即応機 動連隊 長(滝川 駐屯地 司令)	連隊第3 科	滝川市泉 町 236	0125-22-2141 内線 230 (当直 302)	空知総合振興 局、石狩振興 局		芦別市、赤平市、歌 志内市、砂川市、滝 川市、新十津川町、 浦臼町、奈井江町、 上砂川町、石狩市、 当別町
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第18 普通科 連隊長	連隊第3 科	札幌市南 区真駒内 17	011-581-3191 内線 2503 (当直 3419)	石狩振興局、 後志総合振興 局		札幌市、神恵内村、 泊村、岩内町、共和 町、倶知安町、京極 町、喜茂別町、蘭越 町、二セコ町、留寿 都村、真狩村
		(略)						(略)						



北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由																																																			
173～ 174	<table border="1" data-bbox="241 209 1084 424"> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内</td> <td>市町村 市町村</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の搜索</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>生業資金の貸与</td> <td></td> <td>現在運用されていない</td> </tr> </table> <p data-bbox="241 427 1084 480">(注) 来期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p> <p data-bbox="259 483 573 507">(2) 災害が発生するおそれがある場合</p> <table border="1" data-bbox="241 510 1084 603"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、 現に救助の必要がなくなった日まで</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村	埋葬	10日以内	市町村	遺体の搜索	10日以内	市町村	遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部	障害物の除去	10日以内	市町村	生業資金の貸与		現在運用されていない	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、 現に救助の必要がなくなった日まで	市町村	<table border="1" data-bbox="1149 209 1995 1481"> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> <td>救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者</td> <td>救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救助</td> <td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の搜索</td> <td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> </table>	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村	医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)	助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)	被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する者	市町村	被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村	学用品の給与	災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村	遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村	遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部	
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村																																																				
埋葬	10日以内	市町村																																																				
遺体の搜索	10日以内	市町村																																																				
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部																																																				
障害物の除去	10日以内	市町村																																																				
生業資金の貸与		現在運用されていない																																																				
救助の種類	実施期間	実施者区分																																																				
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、 現に救助の必要がなくなった日まで	市町村																																																				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村																																																				
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)																																																				
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)																																																				
被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する者	市町村																																																				
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村																																																				
学用品の給与	災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村																																																				
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村																																																				
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村																																																				
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部																																																				

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年1月）	修 正（令和6年1月）	修正理由			
173～ 174		<table border="1" data-bbox="1151 212 1995 389"> <tr> <td data-bbox="1151 212 1406 389">障害物の除去</td> <td data-bbox="1406 212 1700 389">半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</td> <td data-bbox="1700 212 1995 389">市町村</td> </tr> </table> <p data-bbox="1137 421 1995 724"> <u>2 救助の程度、方法及び期間</u>  災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。  なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 </p> <p data-bbox="1137 560 1995 724"> <u>3 救助に必要とする措置</u>  知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の取用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。 </p>	障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村	
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村				
175	<p data-bbox="495 762 801 786">第4章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p data-bbox="215 794 1084 903">(略)  また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。  (略)</p>	<p data-bbox="1402 762 1709 786">第4章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p data-bbox="1122 794 1995 991">(略)  また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。  (略)</p>	<p data-bbox="2022 762 2166 903">防災基本計画との整合のため修正（北海道、北海道社会福祉協議会）</p>			
177	<p data-bbox="215 999 647 1023">第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p data-bbox="237 1031 423 1054">1 被災者台帳の作成</p> <p data-bbox="237 1062 1084 1171">(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="1122 999 1554 1023">第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p data-bbox="1144 1031 1330 1054">1 被災者台帳の作成</p> <p data-bbox="1144 1062 1995 1171">(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。  <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p data-bbox="2022 999 2166 1078">防災基本計画との整合のため修正（北海道）</p>			
184	<p data-bbox="215 1251 400 1275">第1 推進計画の目的</p> <p data-bbox="237 1283 1084 1450">この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p data-bbox="1122 1251 1308 1275">第1 推進計画の目的</p> <p data-bbox="1144 1283 1995 1426">この計画は、<u>日本海溝特措法</u>第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p data-bbox="2022 1251 2166 1359">4頁第1節計画の目的の修正に伴う修正、及び文言修正（北海道）</p>			